

笠間市立病院のあり方に関する検討委員会中間報告（案）

1. はじめに

笠間市立病院は、昭和 34 年に友部町国保病院として開設され、昭和 54 年に全面改築、平成 10 年に増築が行われ、平成 18 年 3 月の合併により現在の「笠間市立病院」と名称変更が行われ現在に至っている。開設以来現在まで、国民健康保険の直診施設として、「国民健康保険その他社会保険の趣旨に基づき、模範的な診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施すること」などを主な任務として、地域医療に貢献してきた。

平成 19 年 4 月 1 日現在、病床数 30 床、診療科は内科・外科・皮膚科であり、全国に 982 存在する自治体病院のうち、50 床未満の病院は 80 しかないことから、自治体病院としても小規模な病院であり、かつ数少ないことがわかる。

本委員会では、市が定めた「行財政改革推進の一環（公営企業の健全化）として、経営形態の見直しについて検討する」とした基本方針を受け、平成 19 年 7 月 5 日開催の第 1 回検討委員会から、これまでに 4 回の検討を行い、市立病院の現状と課題、国・県の動向、市民の医療ニーズの調査等により、市立病院の今後のあるべき姿を見出す努力を続けてきた。

ここに、中間報告という形で、これまでの議論のまとめと、今後の方向について報告する。

2. 問題点の整理

自治体病院に期待される役割・機能は、それぞれの設立の経緯や地域状況によって異なる。同一医療圏において、複数の類似する機能を持つ医療機関がある場合に、自治体病院が一般医療サービスのみを提供するのであれば、その役割・必要性は薄れる。本委員会は市民アンケート調査による市民ニーズの把握、市内患者の受療動向、今後ますます進展する高齢社会における医療の方向性、笠間市の地域性や国、県の動向などをもとに議論を深めてきた。

これまでの検討の中で明らかになった主な問題点は、

(1) 笠間市立病院は、経常的に赤字経営が続いており、平成 18 年度決算では、病院

収益（430,595,369 円）に占める一般会計からの繰入金は 71,601,000 円 繰入金比率 16.6%となっており，一般会計への依存体質がある。

- (2) 現在の病床数 30 床の病院として必要な医師数 3 名を充足できず，慢性的な医師不足が生じている。
- (3) 自治体病院であるため，組織の人事体系は全てが市の職員ではあるが，医師である病院長をはじめ医療従事者の専門職と比べて，一般職である事務長及び事務職員は人事異動により他の部署から着任し，当然のことながら約 2～3 年で他の部署へ異動することから，病院経営に精通した事務職の専門家が育ちにくい。そして，時代と共に変化する地域医療ニーズに柔軟に対応するべく，永続的な観点からの病院経営を行う妨げとなっている。
- (4) 経営形態については，現行の地方公営企業法一部適用は，予算や人事，給与の決定権などを，医療現場の責任者である病院長が持てない仕組みとなっているために，経営責任があいまいになり，多くの自治体病院と同様に，笠間市立病院においても経営改善の妨げとなっている。
- (5) 病院施設としては，昭和 54 年の全面改築以来，間もなく 30 年を経過することから，近い将来に大規模な改修が必要になる。

3. 笠間市立病院のあるべき姿

笠間市立病院では，「住民・高齢者が，住みなれた地域で，安心した生活をおくれるように医療面で支援する」という目標のもと，平成 18 年度の入院患者の年齢構成においては 70 歳以上の高齢者が 78%を占め，そのうち約 13%の患者に対して訪問診療などの在宅医療を含めた高齢者医療を積極的に行っている。

このような状況の下で，「笠間市立病院に市立病院としての存在意義があるのか」，「民間と競合する医療を提供するのは市立病院の使命・役割としてどうか」という問いに対し，市民が求める医療として，県立中央病院などの急性期から施設，または，在宅への中間的な部分を担う役割や，高齢者を主な対象とした在宅医療を支援する役割，市内の診療所など医療機関からの入院の受入れなど，市立病院が進めている医療は，急性期病院と在宅医療の後方支援施設としての役割を担っているということが検討委員会の議論において確認された。今後はさらに，こうした市立病院の機能を人的，物的整備を進め

て行くことが必要である。さらに、笠間市立病院と周辺医療機関との連携・ネットワーク化、そして再編の可能性も視野に入れることも重要となる。

このため、市立病院が目指すべき医療サービスは、公立病院として、市内における高齢者医療のキーステーション的な機能を担い、県立中央病院や、笠間市医師会を中心とする市内医療機関と連携し、高齢者医療を進めることとし、地域における医療ニーズに応じていくことと考えられる。また、市民に対する保健予防活動、介護予防に貢献していくことも求められる。

4. 笠間市立病院のあるべき姿を実現するために

現状における様々な問題点を解決し、市立病院が目指すべき医療サービスを将来にわたって安定的に供給していくためには、病院長の意向を踏まえた、医師の確保を図るための取り組みが必要であることから、早急に期限を設け積極的な医師の確保を行う必要がある。また、病院長以下、全ての職員が一丸となって目標を達成していくための体制づくりが必要であり、特に事務長は、病院長とともに医療連携や福祉との関係などを含め、将来にわたる病院の経営戦略と実践が展望できる優秀な人材が求められる。

経営形態についても、病院の経営健全化が必要なことから、高齢者を中心とする保健・医療・福祉を一体的に推進する地域包括医療の政策的な誘導を市が積極的に果たすこと以外には市の関与を最小限にとどめ、そして専任の事務職員の機動的な配置が可能で、かつ経営責任の所在が明確化できる指定管理者制度の導入や地方独立行政法人一般型（非公務員型）など、現行の地方公営企業法一部適用の公営企業としての市立病院から、民営化への経営形態の見直しを図る必要がある。

平成19年11月29日

笠間市立病院のあり方に関する検討委員会